



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年4月17日（金） 第9792号

目次

ページ

規 則

- 群馬県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例施行規則（戦略企画課） 2
- 群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例施行規則（総務課） 2

告 示

- 群馬県県税条例第21条第1項の規定により指定する期日（税務課） 4
- 群馬県県税条例第21条第1項の規定による告示（同） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課） 4
- 土地改良区の定款変更認可（農村整備課） 4
- 同 5
- 道路の指定（建築課） 5
- 道路位置の指定（同） 5

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 6
- 政治団体の異動事項 6
- 政治団体の解散届出 8
- 資金管理団体の名称等 9
- 資金管理団体の異動事項 10
- 資金管理団体の指定の取消し等 10
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 11

落 札

- 落札者等の決定（警察本部会計課） 11

正 誤

- 令和2年3月17日付け入札公告（会計管理課） 12

## ■規則

群馬県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年四月十七日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第五十八号

## 群馬県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例(令和二年群馬県条例第十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条に規定する規則で定める給付)

第二条 条例第二条に規定する規則で定める給付とは、次に掲げるものとする。

一 条例第一条に規定する役員等(以下「役員等」という。)が群馬県公立大学法人(以下「法人」という。)の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該法人から地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十九条の二第四項の承認(第三号において「一部免除承認」という。)の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき退職手当以外の給与(当該役員等を兼ねていた期間のものに限る。)

二 条例第二条の報酬又は前号に掲げるものの性質を有する給付

三 役員等が法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該法人から一部免除承認前に支給された退職手当(当該役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。)

四 条例第二条の退職手当又は前号に掲げるものの性質を有する給付

(条例第二条に規定する規則で定める方法により算定される額の算定方法)

第三条 条例第二条に規定する規則で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 条例第二条の報酬の額並びに前条第一号及び第二号の額の事業年度ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たり額の額に換算した額)のうち最も高い額

二 次のイに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 条例第二条の退職手当の額並びに前条第三号及び第四号の額の合計額

ロ 役員等がその職に就いていた年数。ただし、当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数とする。

- (1) 理事長又は副理事長 六
- (2) 理事 四
- (3) 監事又は会計監査人 二

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年四月十七日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第五十九号

## 群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年群馬県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準給与年額の算定方法)

第二条 条例第二条第一号に規定する規則で定める方法により算定される額(第三項において「知事等の基準給与年額」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三條の二第一項の損害を賠償する原因となった事実が生じた日(以下「知事等の基準日」という。)を含む月において支給され、又は支給されるべき法第二百三條の二第一項の規定による報酬又は法第二百四條第一項の規定による給料(以下この号において「報酬又は給料」という。)の額に十二を乗じて得た額(知事等の任期が十二月に満たない場合にあっては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額)

二 知事等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額(以下この号において「期末手当等の額」という。)を一會計年度当たりの額に換算して得た額(知事等の任期が十二月に満たない場合にあっては、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額)

三 知事等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当及び前号に掲げる手当を除く。以下この号において「扶養手当等以外の手当」という。)の額に十二を乗じて得た額(知事等の任期が十二月に満たない場合にあっては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額)

2 前項の報酬、給料又は手当の額には、知事等がその職責に係る他の職を知事等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の報酬、給料又は手当を含むものとする。

3 知事等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高

- い額を知事等の基準給与年額とする。
- 4 条例第二条第二号に規定する規則で定める方法により算定される額(第六項において「地方警務官の基準給与年額」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 知事等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定による俸給の額に十二を乗じて得た額
- 二 知事等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当又は勤勉手当の額
- 三 知事等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当及び前号に掲げる手当を除く。)の額に十二を乗じて得た額
- 5 前項の俸給又は手当の額には、当該地方警務官がその職責に係る他の職を知事等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の俸給又は手当を含むものとする。
- 6 知事等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を地方警務官の基準給与年額とする。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第129号

群馬県県税条例第21条第1項の規定による告示（令和元年群馬県告示第186号）の別途告示で定める期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年4月29日までの間に到来するものについて、同月30日とする。

令和2年4月17日

群馬県知事 山本 一 太

## ◎群馬県告示第130号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、条例第162条第1項及び第163条第1項に規定する自動車税の種別割の減免（条例第150条第2項に規定する証紙徴収の方法によるものを除く。）に係る申請のうち、その期限が令和2年4月1日から同年6月29日までの間に到来するものについては、条例第162条第2項及び条例第163条第2項の規定により準用する条例第161条第3項の規定にかかわらず、その期限を同月30日とする。

令和2年4月17日

群馬県知事 山本 一 太

**■ 公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年4月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年3月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伊勢崎西部スポーツクラブ
- 3 代表者の氏名 平林知巳
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市連取町3038番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は広く一般市民に対し、スポーツクラブ運営やスポーツ教室、スポーツ交流大会などに関する事業を行い、誰もが気軽に、身近にスポーツ活動に参加できる環境を整え、市民の健康・体力増進、地域・世代を超えた新たなコミュニティー創出を図り「スポーツで元気なまちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により神流川用土地改良区の定款の変更を令

和2年4月3日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月17日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により大間々用水土地改良区の定款の変更を令和2年4月8日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月17日

群馬県知事 山本 一 太

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和2年4月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字南下字大藪182-1、260、264、265-1、265-2、270-1、271-1、270-1先	延長 138.00 幅員 5.00 ～7.00	群馬県指令前土第301-1号 令和2年3月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年4月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	吾妻郡東吾妻町大字原町字下之町449番1	延長 81.00 幅員 6.10	群馬県指令中土第30606-2号 令和2年3月5日
2	同	北群馬郡吉岡町大字北下字畑中207-8、20	延長 22.31 幅員 4.14	群馬県指令前土第304-15号

		8-2の一部、208-2先の一部	～4.77	令和2年3月13日
3	同	北群馬郡吉岡町大字下野田字見城1276-1	延長幅員 85.82 5.01 ～5.20	群馬県指令前土第304-16号 令和2年3月30日

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年4月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
伊勢崎洗心洞	大嶽敏夫	吉澤泉	伊勢崎市国定町2-2193-4
	令和2年3月16日		
金井とみお後援会	金井登美雄	金井順子	安中市松井田町上増田259
	令和2年3月27日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年4月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県柔道整復師会支部	代表者の氏名	原澤研祐	大藤忠昭	令和元年 5月19日
立憲民主党群馬県館林市支部	会計責任者の氏名	山口和俊	今野幸作	令和2年 3月30日

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
浅見たけし後援会	会計責任者の氏名	浅見幸祐	浅見裕	令和元年 12月16日
足立としゆき安中後援会	代表者の氏名	萩原永史	小板橋公治	令和2年 3月9日
	会計責任者の氏名	萩原哲也	萩原永史	令和2年 3月9日
足立としゆき伊勢崎佐波後援会	代表者の氏名	岩瀬正範	萩原健次	令和2年 3月9日
	会計責任者の氏名	小島克也	柏井喜市	令和2年 3月9日
足立としゆき太田後援会	代表者の氏名	高橋明	守屋清	令和2年 3月9日
	会計責任者の氏名	守屋光浩	岩崎武則	令和2年 3月9日
足立としゆき桐生みどり後援会	代表者の氏名	大川弘志	山藤浩一	令和2年 3月9日
	会計責任者の氏名	吉野雅比古	吉田栄佐	令和2年 3月9日
足立としゆき多野藤岡後援会	代表者の氏名	富澤博邦	塚本定夫	令和2年 3月9日
池田ゆうすけ後援会	会計責任者の氏名	池田后子	竹内國雄	令和2年 3月30日
伊藤きよし後援会	主たる事務所の所在地	安中市原市4-4-28	安中市原市1472	令和2年 3月4日
岩上憲司後援会	主たる事務所の所在地	前橋市二之宮町1579-2	前橋市二之宮町1376-7	令和2年 3月10日
	会計責任者の氏名	服部葉子	岩上由一	令和2年 3月10日
かどくら邦良連合後援会	会計責任者の氏名	伊藤知彦	黛敦子	令和2年 1月7日
木村浩明後援会	会計責任者の氏名	木村悦子	田島徳之	令和2年 3月1日
熊川次男を励ます会	会計責任者の氏名	熊川俊充	湯浅秀義	令和元年 12月1日
黒岩敏行後援会	会計責任者の氏名	黒岩恭江	安齋信行	令和2年 3月26日
群馬の未来をつむぐ会	代表者の氏名	久須見一男	内川雅清	令和2年

				2月8日
幸福実現党高崎後援会	主たる事務所の所在地	高崎市若松町283	高崎市あら町6-3	令和2年2月29日
	会計責任者の氏名	高木義彰	森田貴行	令和2年2月1日
全宇宙連合地球国家党	会計責任者の氏名	前田郁子	前田廣子	令和元年12月31日
中沢丈一政経会	代表者の氏名	木村芳雄	関口隆幹	令和2年3月16日
日本茶の会	主たる事務所の所在地	前橋市駒形町1165-12	みどり市笠懸町久宮532-9	令和元年5月1日
はばたけ沼田新時代	主たる事務所の所在地	沼田市上原町1756-200	沼田市上原町1756-17	令和2年3月26日
前橋の未来を拓く会	主たる事務所の所在地	前橋市二之宮町1579-2	前橋市二之宮町1376-7	令和2年3月10日
	会計責任者の氏名	服部葉子	岩上由一	令和2年3月10日
緑無限之塾	主たる事務所の所在地	伊勢崎市波志江町199-2	伊勢崎市境島村5364	令和2年3月10日
山崎正男後援会	代表者の氏名	黒崎浩平	後藤公平	令和2年3月26日
山本龍後援会	主たる事務所の所在地	前橋市千代田町2-7-19	前橋市野中町386	令和2年2月12日
吉野たかし後援会	代表者の氏名	古市敏文	坂本時造	令和2年3月25日
	会計責任者の氏名	吉野隆	関口雅友	令和2年3月25日
渡一美後援会	会計責任者の氏名	渡宗一	片貝ひふ美	令和2年3月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年4月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

自由民主党群馬県高崎市第七支部	関根囀男	令和元年12月31日
-----------------	------	------------

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今成信司後援会	小野澤健太郎	令和元年12月31日
岩本まこと後援会	岩本仁	令和2年2月29日
NC会	小林美知夫	令和元年12月31日
大沢正明各種団体後援会	奥木功男	令和2年2月29日
大沢正明地方自治懇話会	松浦幸雄	令和2年2月29日
木村よしあき後援会	木村純章	令和元年12月31日
清明会	大沢正明	令和2年3月8日
正和会	高橋正	令和元年12月31日
関根くにお後援会	相原武	令和元年12月31日
田中しげお後援会	田中茂雄	令和2年3月10日
はばたく群馬の会	宮本貴	令和2年2月29日
不破弘樹後援会	不破弘樹	令和2年3月24日
星野ふみお後援会	山本孝男	令和元年12月31日
丸山正三後援会	岩崎幸代	平成30年12月31日

## ◎群馬県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年4月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
窪田出	前橋市議会議員	出会	前橋市文京町3-26-9	令和2年3月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年4月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
相沢崇文	相沢崇文後援会	公職の種類	群馬県議会議員	桐生市長	平成31年4月30日
伊藤清	伊藤きよし後援会	主たる事務所の所在地	安中市原市4-4-28	安中市原市1472	令和2年3月4日
松本基志	高志会	公職の種類	群馬県議会議員	高崎市議会議員	平成31年4月30日
山本龍	山本龍後援会	主たる事務所の所在地	前橋市千代田町2-7-19	前橋市野中町386	令和2年2月12日

◎群馬県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年4月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
石倉稔	石倉稔後援会	令和2年3月31日
織田沢俊幸	織田沢俊幸後援会	令和2年3月24日
神山繁	神山しげる後援会	令和元年12月30日
大沢正明	清明会	令和2年3月8日
木村純章	木村よしあき後援会	令和元年12月31日
高橋正	正和会	令和元年12月31日
田中茂雄	田中しげお後援会	令和2年3月10日
不破弘樹	不破弘樹後援会	令和2年3月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第26号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和2年4月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あさい雅彦と共に明日の前橋を咲かせる会	浅井直行	浅井信子	前橋市大利根町2-10-7
群馬県酪農政治連盟	木村一成	品川文隆	前橋市亀里町1310
桜井もとひろ後援会	桜井基博	坂井洋子	前橋市元総社町1888-5-106
しぶきしげる後援会	澁木茂	澁木敬子	邑楽郡大泉町東小泉2-1-10
新水月会	石坂俊樹	渡辺政美	利根郡みなかみ町上牧2070-1
田部井多市後援会	小林晃	田部井淳	みどり市大間々町桐原90-4
地域政策研究会	新井道夫	新井利榮	伊勢崎市間野谷町665
戸丸忠道後援会	戸丸忠道	戸丸とし子	利根郡片品村菅沼72
野本けんじ友の会	萩原幸三	野本和雄	邑楽郡明和町千津井794
藤生浩二後援会	藤生浩二	新井道夫	伊勢崎市間野谷町665
松風後援会	松本利雄	柳沢清吾	富岡市相野田205-1

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年4月17日

群馬県警察本部長 松坂規生

- 1 落札に係る物品等の名称 交通安全施設保守点検等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 日信電子サービス株式会社群馬営業所 群馬県高崎市井野町1122-1

- 5 落札金額 105,600,000円  
 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
 7 入札公告をした日 令和2年2月12日

## ■ 正 誤

### ○入札公告正誤

令和2年3月17日付入札公告(一般競争入札の実施)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9783号	7	25	会計課	会計課(同月1日以後は、会計管理課)
	8	1	会計課契約調達係 担当 櫻井 優美	会計課契約調達係 担当 櫻井 優美(令和2年4月1日以後は、会計管理課契約調達係 担当 白岩 光司)
	8	12	会計課長	会計課長(同月1日以後は、会計管理課長)

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
 電話 027-223-1111